

年金記録の訂正手続きに係る地方厚生(支)局 担当者会議について

I 訂正請求の受付・処理状況

1 概況

(1) 訂正請求の受付状況の概況

① 平成28年度の受付状況

- 平成28年度の訂正請求の受付件数は5,292件であり、前年度同期(平成27年4月から平成28年3月まで)に比べて、2,001件の減少となっている。制度別にみると、厚生年金4,818件(前年度同期比1,589件減)、国民年金435件(同390件減)、脱退手当金39件(同22件減)となっている。
- 訂正請求の受付件数の推移は、総務大臣あての確認申立てを行っていた期間を含め平成22年度以降、年々減少している。
- 請求者の年齢別の状況では、全制度において70歳以上の者の請求件数が減少している一方、厚生年金の40歳以上50歳未満の者の請求件数は増加しており、訂正請求を行う者が受給者から被保険者に移行していることがうかがえる。
また、制度別の状況では、受付件数全体の中で厚生年金の訂正請求が占める割合が増加しており、その内、標準賞与額に係る訂正請求の件数が厚生年金の請求件数の約7割を占めている。

② 平成29年度上期受付状況

- 平成29年度上期(平成29年4月から同年9月まで。以下同じ)における訂正請求の受付件数(速報値)は2,746件であり、前年度同期に比べて、128件の増加となっている。制度別にみると、厚生年金2,553件(前年度同期比197件増)、国民年金170件(同66件減)、脱退手当金23件(同3件減)となっている。

I 訂正請求の受付・処理状況

1 概況

○ 総務省年金記録確認第三者委員会における受付・処理件数の推移

(件)

	総務大臣あての確認申立て								
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累計
受付件数	50,752 (5,639)	49,807 (4,151)	60,374 (5,031)	59,912 (4,993)	27,607 (2,301)	17,883 (1,490)	18,039 (1,503)	9,245 (840)	293,619
処理件数	5,335 (593)	52,236 (4,353)	55,921 (4,660)	61,718 (5,143)	45,485 (3,790)	19,258 (1,605)	16,679 (1,390)	11,990 (999)	268,622
第三者委員会で処理	5,335 (593)	51,544 (4,295)	54,518 (4,543)	59,260 (4,938)	40,422 (3,369)	11,112 (926)	7,814 (651)	5,745 (479)	235,750
訂正が必要と判断	2,397 (266)	20,368 (1,697)	27,562 (2,297)	30,381 (2,532)	19,631 (1,636)	5,454 (455)	4,308 (359)	3,132 (261)	113,233
訂正が不要と判断	2,938 (326)	31,176 (2,598)	26,956 (2,246)	28,879 (2,407)	20,791 (1,733)	5,658 (472)	3,506 (292)	2,613 (218)	122,517
日本年金機構で記録訂正	—	692 (58)	1,403 (117)	2,458 (205)	5,063 (422)	8,146 (679)	8,865 (739)	6,245 (520)	32,872
確認申立ての取下げ等	461 (51)	4,449 (371)	5,196 (433)	7,077 (590)	3,476 (290)	1,365 (114)	1,097 (91)	1,876 (156)	24,997

注1 ()内は、一月当たり件数である。

2 件数は、総務省HP「年金記録確認第三者委員会の活動実績」による。

3 平成19年度は、平成19年7月から平成20年3月までの9か月について計上している。

4 平成26年度の受付件数は、平成26年4月から平成27年2月までの11か月について計上している。なお、処理件数及び確認申立ての取下げ等には、平成27年6月30日まで取り扱った件数を含む。

I 訂正請求の受付・処理状況

1 概況

(2) 訂正請求の受付・処理件数

(件)

	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度 上期 (速報値)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受付件数	6,407	825	61	7,293	4,818	435	39	5,292	2,553	170	23	2,746
処理件数	4,998	715	66	5,779	5,170	489	44	5,703	2,162	184	10	2,356
地方厚生(支)局 で処理	1,912	693	64	2,669	1,792	467	42	2,301	933	181	9	1,123
訂正決定	1,066	108	4	1,178	1,174	65	2	1,241	716	26	1	743
不訂正決定	843	580	60	1,483	616	401	40	1,057	217	152	8	377
請求却下	3	5	0	8	2	1	0	3	0	3	0	3
日本年金機構で 記録訂正	3,086	22	2	3,110	3,378	22	2	3,402	1,229	3	1	1,233
訂正請求の取下げ等	402	87	6	495	440	58	5	503	112	19	1	132

注1 「受付件数」は、当該期間中に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

2 「地方厚生(支)局で処理」した件数は、当該期間に地方厚生(支)局が処分通知書を送付した事案の件数である。

3 「訂正決定」は、訂正請求書記載の一部の請求期間(訂正を求める期間をいう。以下同じ。)又は請求期間の一部期間について訂正決定した事案を含む。

4 「不訂正決定」の件数は、訂正請求書記載の全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した事案である。

5 「日本年金機構で記録訂正」した件数は、訂正請求書記載の全部の請求期間について、その全期間を年金事務所で訂正し、当該期間に機構訂正通知を送付した事案の件数である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 事案類型・請求期間の状況

(1) 請求期間の分類(事案類型)別

事案類型	平成27年度		平成28年度		事案類型の内容
	請求件数	(割合)	請求件数	(割合)	
厚生年金	3,332	(100.0%)	4,084	(100.0%)	
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,587	(47.6%)	2,665	(65.3%)	・標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
② 被保険者期間に係る訂正請求	1,344	(40.3%)	980	(24.0%)	・資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	395	(11.9%)	428	(10.5%)	・標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④ その他の訂正請求	6	(0.2%)	11	(0.3%)	・被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	1,233	(100.0%)	809	(100.0%)	
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	1,125	(91.2%)	732	(90.5%)	・国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥ 免除期間に係る訂正請求	94	(7.6%)	51	(6.3%)	・国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦ その他の訂正請求	14	(1.1%)	26	(3.2%)	・第3号被保険者期間の相違、資格所得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	66	(100.0%)	44	(100.0%)	
⑧ 支給期間の全期間訂正	63	(95.5%)	43	(97.7%)	・脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨ 支給期間の一部期間訂正	3	(4.5%)	1	(2.3%)	・支給記録の一部期間訂正 脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
合計	4,631		4,937		

注1 厚生局処理事案の請求期間を単位として計上している(以下、この件数を「請求件数」という。1件の訂正請求(事案)につき複数の請求件数があり得る。)

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

II 請求内容・処分の状況

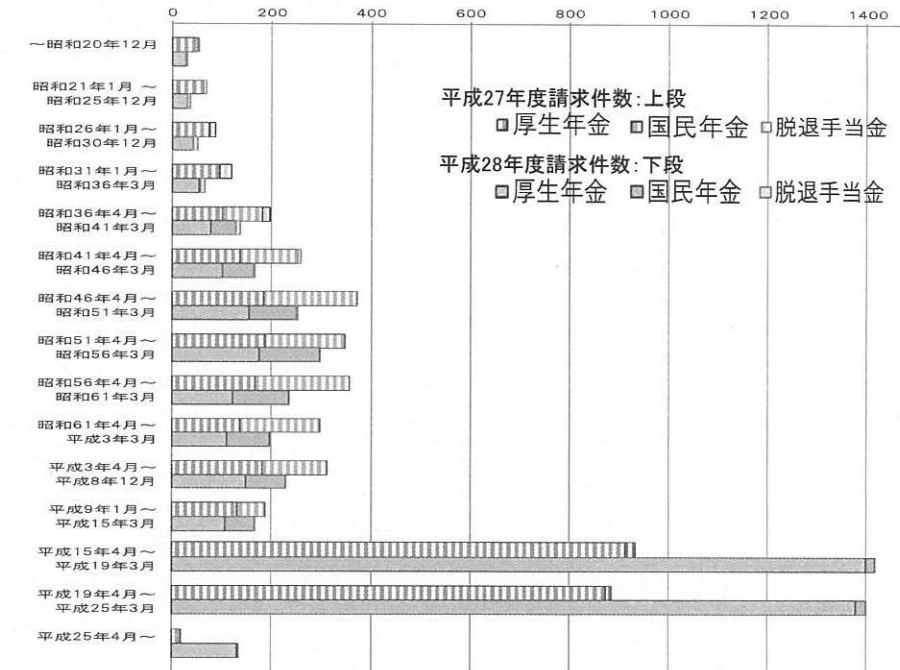
2 事案類型・請求期間の状況

(2) 請求期間(時期)別

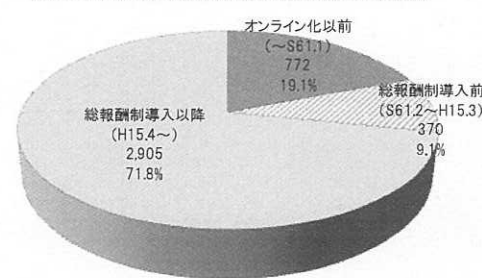
		(件)			
		厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
以降	以前				
	～ 昭和16年12月	0	0	0	0
昭和17年1月	～ 昭和20年12月	25	0	3	28
昭和21年1月	～ 昭和25年12月	28	0	7	35
昭和26年1月	～ 昭和30年12月	42	0	9	51
昭和31年1月	～ 昭和36年3月	54	1	10	65
昭和36年4月	～ 昭和41年3月	77	49	9	135
昭和41年4月	～ 昭和46年3月	102	60	5	167
昭和46年4月	～ 昭和51年3月	153	98	1	252
昭和51年4月	～ 昭和56年3月	175	123	0	298
昭和56年4月	～ 昭和61年3月	121	115	0	236
昭和61年4月	～ 平成3年3月	109	88	0	197
平成3年4月	～ 平成8年12月	149	79	0	228
平成9年1月	～ 平成15年3月	107	58	0	165
平成15年4月	～ 平成19年3月	1,398	19	0	1,417
平成19年4月	～ 平成25年3月	1,378	20	0	1,398
平成25年4月	～	129	2	0	131
不	明	3	0	0	3
合	計	4,050	712	44	4,806

注1 平成28年度の厚生局処理事案の請求件数である。
 2 請求期間(時期)は、請求期間の始期による(以下同じ。)

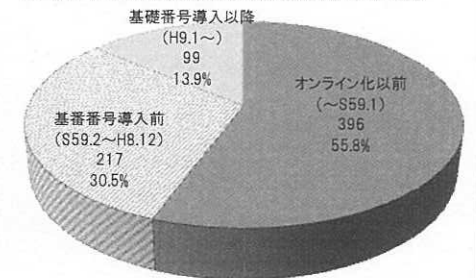
《請求期間(時期)別・制度別の請求件数状況》



《厚生年金の請求期間(時期)別の状況》



《国民年金の請求期間(時期)別の状況》



第5回社会保障審議会年金記録訂正分科会資料(平成29年12月26日)から抜粋

I 訂正請求の受付・処理状況

3 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

(件)

	平成 27 年度						平成 28 年度						平成 29 年度 上期 (速報値)					
	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計
	(個別請求)	(一括請求)	計				(個別請求)	(一括請求)	計				(個別請求)	(一括請求)	計			
厚生局処理事案	1,688	224	1,912	693	64	2,669	1,636	156	1,792	467	42	2,301	816	117	933	181	9	1,123
訂正決定	852	214	1,066	108	4	1,178	1,031	143	1,174	65	2	1,241	600	116	716	26	1	743
(全期間訂正)	680	211	891	71	4	966	856	131	987	49	2	1,038	520	113	633	25	1	659
(一部期間訂正)	172	3	175	37	0	212	175	12	187	16	0	203	80	3	83	1	0	84
不訂正決定	833	10	843	580	60	1,483	603	13	616	401	40	1,057	216	1	217	152	8	377
請求却下	3	0	3	5	0	8	2	0	2	1	0	3	0	0	0	3	0	3
機構処理事案	739	2,347	3,086	22	2	3,110	748	2,630	3,378	22	2	3,402	238	991	1,229	3	1	1,233
処理事案合計	2,427	2,571	4,998	715	66	5,779	2,384	2,786	5,170	489	44	5,703	1,054	1,108	2,162	184	10	2,356

[参考]

機構処理事案 (一部期間訂正)	72	34	106	100	54	154
--------------------	----	----	-----	-----	----	-----

- 厚生局処理事案 地方厚生(支)局において訂正決定、不訂正決定又は請求却下の処分をした事案
- 訂正決定(全期間訂正) 全部の請求期間について、その全期間を訂正決定すること
- 訂正決定(一部期間訂正) 一部の請求期間又は請求期間の一部期間について訂正決定すること
- 不訂正決定 全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定すること
- 機構処理事案 訂正請求が厚生労働大臣が定めた基準又は厚生年金特例法施行規則に規定する場合に該当するときに、年金事務所において記録訂正した事案(全部の請求期間について、その全期間を年金事務所で記録訂正した事案に限る。地方厚生(支)局における処理はない。)
- 機構処理事案(一部期間訂正) 一部の請求期間について、年金事務所において記録訂正した事案(厚生年金事案に限る。記録訂正できなかったその他の請求期間については、地方厚生(支)局において決定処分することとなる。)

I 訂正請求の受付・処理状況

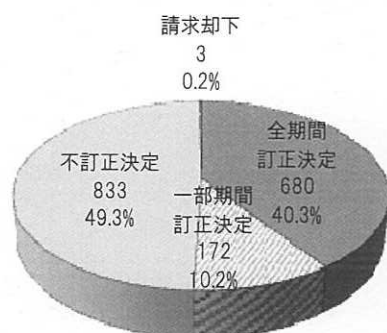
3 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

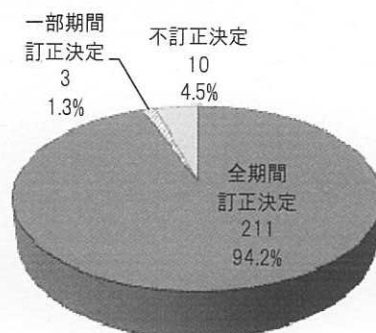
《厚生局処理事案の制度別・処分別の状況》

〈平成27年度〉

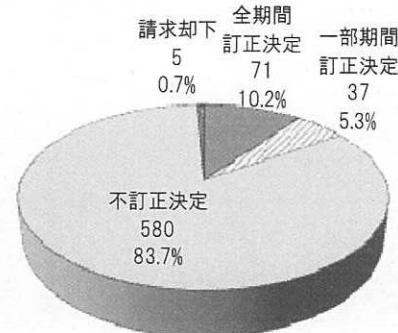
〔厚生年金(個別請求)〕



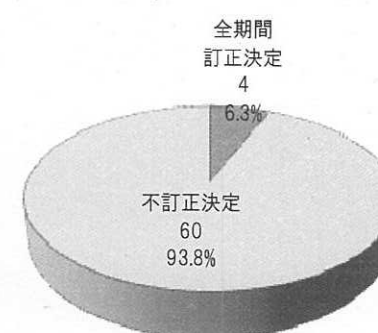
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕

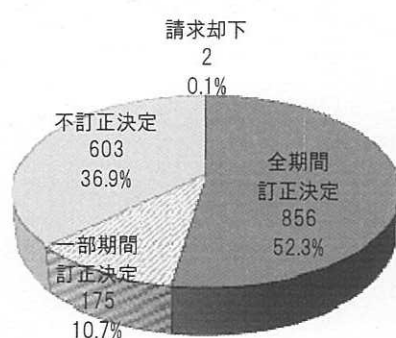


〔脱退手当金〕

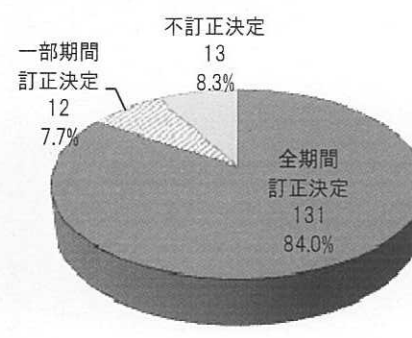


〈平成28年度〉

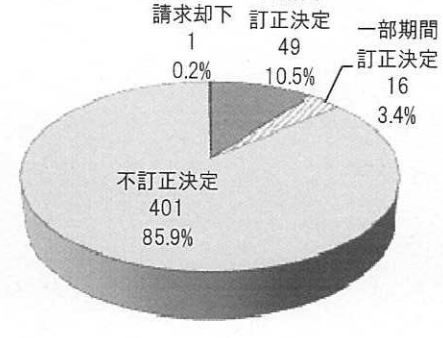
〔厚生年金(個別請求)〕



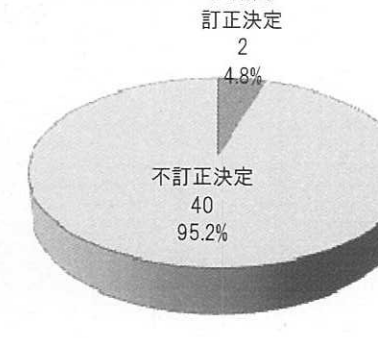
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕



〔脱退手当金〕



Ⅱ 請求内容・処分の状況

3 処分別の状況

(4) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況

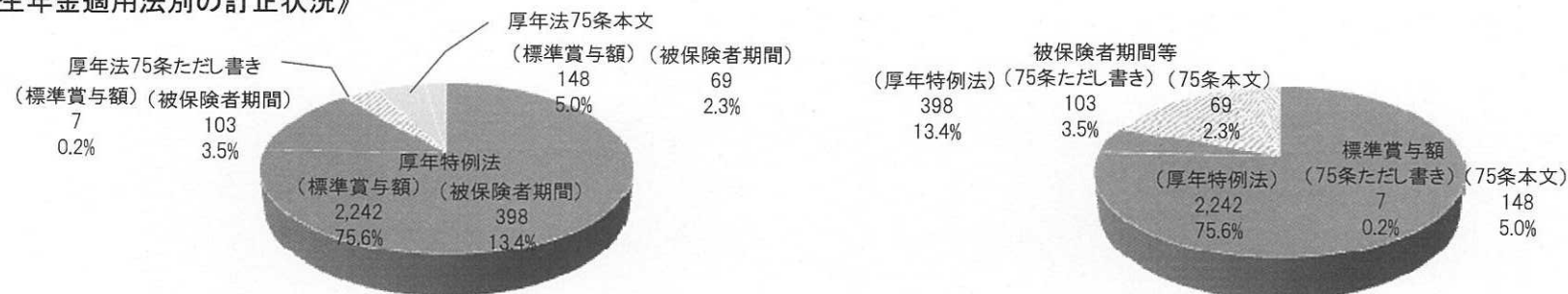
(件)

	被保険者期間等に係る訂正請求			標準賞与額に係る訂正請求			合 計		
	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計
厚生年金特例法第1条第1項該当	260	138	398	2,242	0	2,242	2,502	138	2,640
厚年法第75条ただし書き該当	71	32	103	7	0	7	78	32	110
厚年法第75条本文その他該当	40	29	69	148	0	148	188	29	217
合 計	371	199	570	2,397	0	2,397	2,768	199	2,967

注1 厚生年金事案に係る平成28年度の厚生局処理事案(訂正決定事案に限る。)の請求件数である。

2 1つの請求期間が複数の規定に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

《厚生年金適用法別の訂正状況》



厚生年金の適用法の内容

- ① 厚生年金特例法第1条第1項該当
事業主が保険料を源泉控除しながら被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合に該当する。ただし、当該被保険者が、事業主が当該義務を履行していないことを知っていた又は知り得る状態であったと認められる場合に該当しないものに限る。
- ② 厚年法第75条ただし書き該当
請求期間当時(保険料徴収権の時効消滅前に)、被保険者の資格取得日等に係る届出を行っていたと判断できる場合等に該当する。
- ③ 厚年法第75条本文その他該当
①及び②に該当しない場合(保険料徴収権が時効により消滅した後に届出が行われた場合や、被保険者が事業主により保険料を源泉控除されていない場合等)であって、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていることを前提として、本来届出により記録されるはずの取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合に該当する。ただし、訂正を認める期間の保険料徴収権が時効により消滅していれば、保険給付の対象とならない期間として訂正が認められる。

第5回社会保障審議会年金記録訂正分科会資料(平成29年12月26日)から抜粋

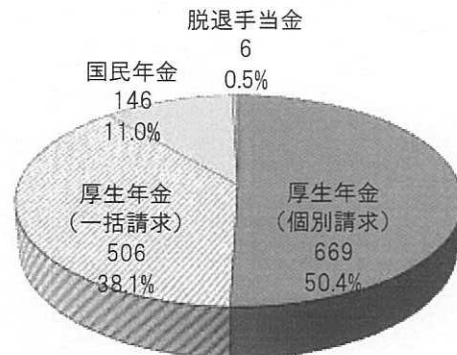
I 訂正請求の受付・処理状況

5 処理中事案の状況

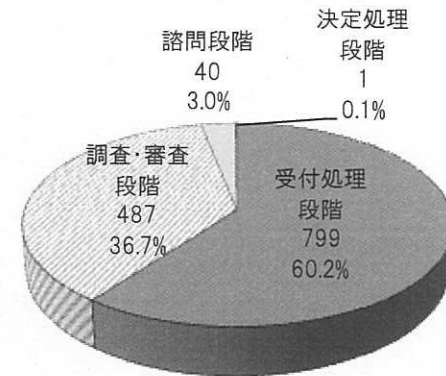
○ 処理中事案件数(平成28年度末現在)

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	(参考) 平成27年度末 合計
	(個別請求)	(一括請求)	計				
① 受付件数の累計	6,116	6,070	12,186	1,495	127	13,808	8,516
② 処理件数	4,811	5,357	10,168	1,204	110	11,482	5,779
③ 請求取下げ等の累計	636	207	843	145	11	999	496
処理中事案件数 (① - (② + ③))	669	506	1,175	146	6	1,327	2,241
日本年金機構の受付処理段階	335	411	746	49	4	799	1,399
地方厚生(支)局の調査・審査段階	309	92	401	85	1	(60) 487	805
地方年金記録訂正審議会に諮問段階	25	3	28	11	1	(18) 40	37
地方厚生(支)局の決定処理段階	0	0	0	1	0	1	0

《制度別の処理中事案の件数》



《処理段階別の処理中事案の件数》



第5回社会保障審議会年金記録訂正分科会資料(平成29年12月26日)から抜粋
 ※ () 内の数字は近畿厚生局が追記したもの

Ⅲ その他の事業状況

1 地方年金記録訂正審議会

(1) 部会の開催状況(平成28年度)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合計
			本局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
(部会数)	(3)	(4)	(9)	(4)	(8)	(5)	(6)	(7)	(3)	(2)	(6)	(57)
部会開催回数	41	52	182	83	176	97	73	153	36	20	74	987
審議件数	83	126	352	154	522	214	308	331	114	44	155	2,403
厚生年金	63	89	281	115	407	168	247	226	86	38	111	1,831
国民年金	18	35	70	34	106	40	55	95	26	6	41	526
脱退手当金	2	2	1	5	9	6	6	10	2	0	3	46

注 審議件数は、部会で審議した事案の延べ件数である(1つの事案につき複数回審議を行った事案がある。)

(2) 口頭意見陳述の実施状況(平成28年度)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合計
			本局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
口頭意見陳述	1	1	13	1	11	2	0	29	0	0	4	62
厚生年金	1	0	4	0	5	0	0	7	0	0	3	20
国民年金	0	1	9	1	6	1	0	19	0	0	1	38
脱退手当金	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	4

注 口頭意見陳述を実施した延べ事案件数である。

厚生局における処理期間の状況（平成28年度、平成29年度上期）

処理日数別の処理件数、平均日数及び最長日数

		平成28年度		平成29年度上期	
		近畿厚生局	全厚生局合計	近畿厚生局	全厚生局合計
総 数	103日以内(標準処理期間)	130 件	1,465 件	188 件	1,005 件
	104日 ～ 150日	112 件	592 件	33 件	86 件
	151日 ～ 180日	21 件	96 件	10 件	15 件
	181日 ～ 210日	12 件	62 件	1 件	2 件
	211日以上	20 件	86 件	4 件	15 件
	計	295 件	2,301 件	236 件	1,123 件
	平均日数	119.0 日	104.9 日	78.5 日	80.2 日
最長日数	358.0 日	446.0 日	287.0 日	553.0 日	
国民年金	103日以内(標準処理期間)	12 件	296 件	14 件	143 件
	104日 ～ 150日	34 件	126 件	15 件	29 件
	151日 ～ 180日	10 件	22 件	5 件	9 件
	181日 ～ 210日	6 件	11 件	0 件	0 件
	211日以上	6 件	12 件	0 件	0 件
	計	68 件	467 件	34 件	181 件
	平均日数	141.2 日	104.7 日	112.9 日	89.0 日
最長日数	321.0 日	399.0 日	167.0 日	169.0 日	
厚生年金	103日以内(標準処理期間)	113 件	1,136 件	173 件	854 件
	104日 ～ 150日	76 件	460 件	18 件	57 件
	151日 ～ 180日	11 件	73 件	4 件	5 件
	181日 ～ 210日	6 件	51 件	1 件	2 件
	211日以上	14 件	72 件	4 件	15 件
	計	220 件	1,792 件	200 件	933 件
	平均日数	112.9 日	104.9 日	72.3 日	78.4 日
最長日数	358.0 日	446.0 日	287.0 日	553.0 日	
脱退手当金	103日以内(標準処理期間)	5 件	33 件	1 件	8 件
	104日 ～ 150日	2 件	6 件	0 件	0 件
	151日 ～ 180日	0 件	1 件	1 件	1 件
	181日 ～ 210日	0 件	0 件	0 件	0 件
	211日以上	0 件	2 件	0 件	0 件
	計	7 件	42 件	2 件	9 件
	平均日数	94.0 日	106.4 日	114.5 日	89.8 日
最長日数	115.0 日	375.0 日	154.0 日	154.0 日	

※ 処理期間は、地方厚生局への送付年月日の翌日～地方厚生局の決定通知書送付年月日の日数である。

Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

(1) 審査請求の受付・処理件数

(件)

	平成27年度				平成28年度				平成29年度上期 (平成29年9月末現在)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受付	84	77	15	176	94	62	11	167	15	14	4	33
裁決	15	13	2	30	67	65	13	145	16	14	2	32
認容	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
棄却	15	11	2	28	63	57	13	133	14	13	2	29
却下	0	2	0	2	4	8	0	12	1	1	0	2
取下げ	2	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0

注1 「受付件数」は、当該期間中に審査請求書を受け付けた件数である。

2 平成28年度受付分については、平成28年4月から施行された改正後の行政不服審査法(審理員による新たな審理手続きの導入により公正性の向上を図る等を内容とするもの)対象事案に加えて、改正前の同法対象事案も計上されている。

Ⅲ その他の事業状況

3 訴訟

(1) 提訴の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
訴訟事件の件数	14	5	3	22
平成27年度末時点において係争中	1	2	1	4
平成28年度における提訴	10	2	1	13
平成29年度上期における提訴	3	1	1	5
事案類型	・被保険者期間10件 ・標準報酬月額4件	・納付記録5件	・全期間3件	
請求の趣旨				
原処分の取消	12 ※	4	2 ※	18
原処分及び裁決の取消	1	1	1	3
裁決の取消	1	0	0	1

注1) 「平成27年度末時点において係争中」の件数は、平成28年3月31日時点における件数を計上している。

注2) 「平成29年度上期末時点において係争中」の件数は、平成29年9月30日時点における件数を計上している。

※ 厚生年金1件及び脱退手当金1件は、国家賠償法に基づく慰謝料等についても請求している。

(2) 訴訟事件における審査請求の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
審査請求あり	9	3	2	14
裁決前の提訴	2	0	0	2
裁決後の提訴	7	3	2	12
審査請求なし	5	2	1	8

(3) 判決・係争の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
確定した判決件数	2	2	0	4
取下げ件数	1	0	0	1
平成29年度上期末時点において係争中	11	3	3	17

第5回社会保障審議会年金記録訂正分科会資料（平成29年12月26日）から抜粋